

一般財団法人日本民間公益活動連携機構

2019 年度事業計画書新旧対照表

[変更部分は下線]

事業計画（変更後）	事業計画（変更前）
II 事業計画 1 助成事業 （3）助成事業 ⑤基盤強化支援事業（略） i. 資金分配団体に対する助成金交付による支援 ・資金分配団体の非資金的支援に係る実行能力の強化支援のための助成 a. 経営支援、研修等の伴走支援、進捗管理、評価、連携支援等の業務を行う専門家（プログラム・オフィサー）の確保育成とその活動に係る費用を助成する。助成対象は、募集・採用に必要な費用、研修受講費用、<u>人件費</u>、伴走支援に係る費用（出張費用、研修実施費用等の活動費）等とする。<u>各資金分配団体への助成額は、JANPIAが別に定める適用基準に沿って個々に決定することとし、1団体あたり年間 800 万円を上限とし、そのうち人件費については1団体あたり年間 500 万円を上限とする。</u> b. 助成にあたっては、助成対象とするプログラム・オフィサーが、JANPIAが指定又は開催する所定の研修（海外を含む）等を受講することを義務づける。 c. 資金分配団体による実行団体への伴走支援が困難な場合は、第三者の活用等の選択肢も検討する。 ・社会的インパクト評価等に係る調査関連経費の支援のための助成 資金分配団体及び実行団体にそれぞれ助成額の 5 %程度を支援する。 ii. （略）	II 事業計画 1 助成事業 （3）助成事業 ⑤基盤強化支援事業（略） i. 資金分配団体に対する助成金交付による支援 ・資金分配団体の非資金的支援に係る実行能力の強化支援のための助成 a. 経営支援、研修等の伴走支援、進捗管理、評価、連携支援等の業務を行う専門家（プログラム・オフィサー）の確保育成とその活動に係る費用を助成する。助成対象は、募集・採用に必要な費用、研修受講費用、伴走支援に係る費用（出張費用、研修実施費用等の活動費）等とする。<u>なお、人件費の取扱いについては、詳細の検討を進め、できる限り早期に結論を得る。助成額は、JANPIAが個々に決定することとし、年間 800 万円を上限とする。</u> b. 助成にあたっては、助成対象とするプログラム・オフィサーが、JANPIAが指定又は開催する所定の研修（海外を含む）等を受講することを義務づける。 c. 資金分配団体による実行団体への伴走支援が困難な場合は、第三者の活用等の選択肢も検討する。 ・社会的インパクト評価等に係る調査関連経費の支援のための助成 資金分配団体及び実行団体にそれぞれ助成額の 5 %程度を支援する。 ii. （略）